第6回八女市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年6月8日 (火) 午後2時00分から午後3時10分
- 2. 開催場所 おりなす八女 小ホール
- 3. 出席農業委員(19名)緊急事態宣言下のため農業委員のみで開催した。

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
		5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
				15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
		23番	池尻 律芳		

- 4. 欠席農業委員(4名)
 - 4番 牛島 徹也 13番 高山 和典 14番 今村 嗣範
 - 22番 三宅 覚
- 5. 議事日程
- 第1 会議の成立
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案の上程
- 第4 議案の審議
- 議案第26号 会長の選任について
- 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定 の処理について
- 報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について
- 報告第11号 農地法施行規則第53条の規定による報告について
- 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
- 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
- 6. 農業委員会事務局職員
- 局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑

美 黒木支所 渡部 真弓 立花支所 大久保 南那瀬 上陽支所 松尾 誠 星野支所 近藤 理和 矢部支所 城 豪志

7. 会議の概要(発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。)

事務局

総会に先立ちまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び 八女市農業委員会会則規則第19条に基づき、職務代理者の月足副会 長に議長をお願いしたいと思います。

議長

みなさまこんにちは。本日は、令和3年第6回農業委員会総会を開催いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。本日の総会は先程事前に協議した会長の選任について議案を付議しております。ご審議を賜れますようお願い申し上げます。なお状況に応じて議案を追加提案する予定ですので予めご了承ください。それではただ今より、農業委員会総会を開会いたします。

(議長着席)

議長

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 19名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番松 尾健一委員、5番小川哲郎委員を本日の会議の議事録署名委員に指名 したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

事務局より案件の朗読をお願いします。

(案件朗読)

事務局朗読のとおり、報告3件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。

議長

議案第26号 会長の選任について事務局より通知の説明をお願い します。

事務局

会長の選任についてご説明いたします。城後会長におかれましては、4月23日にご逝去されました。現在、会長職は空席となっており、会長職務代理者が代行しておりますが、速やかに会長を選任する必要があります。会長の選任につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に会長は委員が互選したものが行うと規定されております。互選の方法は投票による方法と出席委員に異議がない場合、指名推薦の方法をとることができます。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、会長の互選に入ります。 会長の互選はどのような方法がいいでしょうか。

農業委員

員 | はい。

19番

議長

茅島委員。

農業委員19番

先程色々ありましたが、推薦という形でどうかと思いますが、お願 いいたします。

議長

ただいま茅島委員より、指名推薦というご意見がございました。他 にございませんか。

(なしの声あり)

議長

他にございませんので、指名推薦の方法で互選することにご異議ご ざいませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、会長の互選は指名推薦の方法により行うことと決定いたしました。それでは、指名推薦の発言をお願いいたします。

農業委員

はい。

茅島委員。

農業委員 19番 月足副会長を会長の方にお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長

ただいま私、月足靖彦を推薦するとのご発言がありました。他にご ざいませんか。

他にないなら、全員異議なしととらえてもいいですか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がないものと認め、会長には私、月足靖彦を選任いたします。 会長が選出されましたので、いったん議長の任を終了いたします。ご 協力頂きまして大変ありがとうございました。

事務局に代わります。

事務局

ありがとうございました。それでは新たに八女市農業委員会会長に 選出されました。月足会長からご就任のご挨拶をお願いしたいと思い ます。よろしくお願いします。

議長

ただいま農業委員会の会長ということでご指名いただきまして選任いただきました月足靖彦でございます。責任あるこの農業委員会会長の職に就くということは大変身が引き締まる思いでございます。突然、4月23日に城後公一前会長が亡くなられ、本当に残念でなりませんけれども、城後前会長とは、会長と副会長という立場でぶつけ合いをより身近でさせていただいて、とても素晴らしいリーダーに巡り会えてよかったなと感じておりました。その城後会長が示された意思を私

が引き継ぐということでこの責任を全うしていきたいと考えております。農業委員会についての勉強をしていかなければならないことがたくさんあろうかとは思いますが、一生懸命に努力はさせていただきますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。それでは八女市農業委員会会議規則第4 条の規定により、議事の進行を月足会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは議事の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願い 申し上げます。事務局より議事についての説明がございます。

事務局

会長選任の結果、副会長職1名が空席となりました。ここで議案を追加し、副会長の選任をいただきたいと思います。

議長

ただいま事務局から説明がありました通りでございます。副会長を 新たに選ぶ必要がありますので、追加議案である副会長の選任につい て審議に入りたいと思います。それでは事務局より説明を願います。

議長

副会長の選任についてご説明いたします。八女市農業委員会規程第 5条第1項に委員会副会長を2人置くと規定されております。互選の 方法につきましては、会長の互選と同様、投票による方法と出席委員 の異議がなければ指名推薦の方法となります。以上でございます。

議長

副会長の互選はどのような方法がよろしいかお諮りいたします。

農業委員

はい。

15番

議長

はい、どうぞ。

農業委員

増永です。指名推薦がいいと思います。

15番

ただいま増永委員より指名推薦というご意見がございましたが、他 にございませんか。

意見がないようでございますので、指名推薦という意見で参りたい と思いますので、指名推薦の方法で互選することに再度お諮りいたし ます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので副会長の互選は指名推薦の方法により決定いたしました。それでは指名推薦の発言をお願いします。

農業委員

はい。

15番

議長増永委員。

農業委員15番

3期目の農業委員、そして旧八女市の代表ということもありまして 中島秀徳委員が適任だと思っております。いかがでしょうか。

議長

お諮りいたします。ただいま副会長に中島秀徳委員を推薦するとの ご発言がございましたが、他にございませんか。

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声があります。全員異議ないものと認め、副会長には中 島秀徳委員を選任いたします。中島秀徳委員は本会議場にいらっしゃ いますので本席より告知いたします。それでは副会長席にお願いいた します。

それでは新たに八女市農業委員会副会長に選出されました中島副会 長から就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいた します。

農業委員 9番

改めましてこんにちは。ただいま選任いただきました八女地区中島 秀徳でございます。鵜木副会長と共々、月足会長を支えて参りたいと 思いますので、誠によろしくお願い申し上げます。

議長

よろしくお願いします。

ここで職務代理者を協議するための暫時休憩をいたします。

(職務代理者協議)

議長

協議が終了しましたので議事を再開いたします。

八女市農業委員会規程第5条第3項より副会長は会長を補佐し、会 長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指定 した副会長が職務を代理すると定められておりますので、私より鵜木 利通委員を職務代理者として指定いたします。

議事を進めます。それでは2ページをご覧ください

議長

報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては10件です。解約のあった土地16筆のうち、田15筆、畑1筆、合計面積18,878㎡です。それぞれ、合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま すので、質疑にとどめ審議を終わります。

6ページをお願いします。

議長

議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。

1番についてご説明いたします。 (議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。

事務局

2番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上 でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。

事務局

3番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上 でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。

事務局

4番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。以上 でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。

事務局

5番について説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。

事務局

6番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と 譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。

事務局

7番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。

事務局

8番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小 と譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。

事務局

9番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の子への贈与と譲受人の親より受贈ということでの所有権移転贈与の申請です。 以上でございます。

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。

事務局

10番についてご説明いたします。 (議案書朗読) 譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番を事務局より説明をお願いします。

事務局

11番について説明いたします。(議案書朗読) この土地は長年、 譲受人が関与されていましたが、農地の所有は譲渡人で、譲受人の本 家の方の名義でした。今回親族内で協議をされ譲渡人が相続手続きを 終えられたので、譲受人へ贈与をされる所有権移転の申請です。ご審 議のほどをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 10ページをお願いします。

議案第28号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集 積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。本案件は八女市農用地利用集積計画について八 女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございま す。今回は所有権移転の案件が1件ございます。

番号1番、(議案書朗読)譲渡人より譲受人へ売買により所有権移 転されるものです。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。

議長

報告第10号 農地法施行規則第29条の規定による報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地を農業用施設に転用する場合のうち、自己の農地の利用、又は保全上必要施設に転用するときはその転用面積に関係なく許可を要しないこととし、畜舎、作業場など農業経営上必要施設に転用するときは、その転用面積が2a未満の場合には許可を要しないこととされております。今回、その許可を要しない場合に該当し、農業委員会に届け出ることは法令上の義務ではございませんが、農家台帳を管理するために報告を頂いております。

1番についてご説明いたします。申請地の場所は白木郵便局から北西に100mほど進んだ農地になります。(議案書朗読)77.25 ㎡を農業用資材置場及び進入路用地として利用されます。隣接農地の同意もとれております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま

すので、質疑にとどめ審議を終わります。

12ページをお願いします。

議長

報告第11号 農地法施行規則第53条の規定による報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

申請地は八女市役所黒木支所北側の金堀谷地区の農地になります。 (議案書朗読) この土地を送配電線用支持物用地(鉄塔用地) とされるもので、隣接農地はすべて譲渡人の所有地です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありま すので、質疑にとどめ審議を終わります。

13ページをお願いします。

議長

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は国道442号線にありますローソン八 女室岡店より北東へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分 は宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であっ て第2種農地と判断します。 (議案書朗読) この土地を申請人が共同 住宅用地1棟3階建て12戸とする申請でございます。隣接する農地 はないため同意は不要であり水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については下水道で処理され、雨水については南側側溝へ排水されますので周囲の営農上特段問題はないと確認しております。以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。場所は、黒木西小学校から矢部川に架かる橋を南に渡り、約300mほどの中名地区の農地になります。農地の区分は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を申請人が専用住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾はあり、隣接する農地はありません。

5月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、南側の水路の排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題ないと確認しております。以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

3番についてご説明いたします。申請地は立花町山崎の草場公民館より南東に200mほど進んだところに位置する農地です。農地の区分は第2種農地と判断いたします。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を申請人が経営されている商店の駐車場及び資材置場用地として転用されるものです。隣接農地の同意及び水利の承諾もとれております。

5月25日に担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行いました。生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下及び西側にある側溝

に排水するため特段問題ないことを確認しております。ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて14ページをお願いいたします。

議長

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は八女市稲富にあります福岡法務局八女 支局より西へ50mほど進んだ南側の農地になります。農地の区分は 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地 であり、第3種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人 が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地2区画として利用す るための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれて います。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は北側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に

進達いたします。

続いて番号2番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は八女市本村にありますガリバー八女店の南側の道を挟んだ農地になります。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地10区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は側溝を造り、西側の水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は八女市馬場にあります八女市総合体育館より南方向へ30mほど進んだ農地になります。農地の区分は第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、宅地分譲用地6区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側にある側溝へ排水される計画です。特段問題ないと確認しております。

以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は八女市忠見にありますジョイフル八女 忠見店より国道442号線を東方向へ150mほど進んだ農地になり ます。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、 第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2種農地と判断します。(議案書朗読)この土地を譲受人が譲渡人か ら譲り受けられまして、10年間貸し出し、倉庫用地として利用する ための申請です。隣接農地はありません。水利の承諾はとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は西側にある側溝へ排水される計画です。特段問題ないと確認しております。以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

ご説明いたします。申請地は、八女市山内にあります川崎保育園より北東方向へ150mほど進んだ農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。 (議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水と同じく西側にある側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。以上でございます。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

ご説明いたします。申請地は八女市龍ヶ原にあります城島線をファミリーマート八女龍ヶ原店から北へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。 (議案書朗読) この土地を譲受人が譲渡人から譲り受けられまして、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地は譲渡人所有であり、不要であります。水利の承諾はとれています。

5月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については自然流下により北側水路に排水されますので、隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。以上でございます。

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局

説明いたします。場所は、八女市役所黒木支所から北に100mほどの農地になります。農地の区分は公共施設、公益的施設が整備された区域内にある農地であり、具体的には八女市役所黒木支所から300m以内ですので、第3種農地と判断します。 (議案書朗読) この土地を借人が貸入から使用貸借され、専用住宅用地として利用するための申請です。水利委員の承諾はあり、隣接する農地は貸人の所有地です。

5月27日に現地確認を行った結果、生活雑排水については合併浄化槽を設置され、西側の水路へ排水される計画で、雨水も同様です。 排水に関して特段問題ないと確認しております。以上よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に 進達いたします。

続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

8番について説明いたします。申請地は、矢部体育館から市道桑ノ 平線を北方向に約2.5㎞進み、途中左折後、林道高取線を約1.5 km進んだ農地になります。農地の区分は第2種農地と判断します。内 容は4番と同じです。(議案書朗読)この土地を譲渡人から譲受人に 売買をし、植林後、山林を一体的に管理するための申請です。譲受人 は植林関係の会社に勤務されています。矢部村にいくつか山林を所有 されており、植林実績もあります。また、隣接農地の同意もとってお ります。

5月28日に現地調査を行った結果、申請地周辺は山林に囲まれて おり、排水は自然流下及び地下浸透で、特段問題ないと確認しており ます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑を行います。

農業委員

21番

議長

はい。

田村委員。

農業委員 21番

今の説明の中で、林業に関わっているということで、個人名義にな っておりますね。借人の住所に行ってみますとヤマサエステートとい う有限会社があり、そこと何か関係があるのかなと思いました。

一応心配なのは、例えば個人で買われた場合はよく産廃物を捨てた りするところがありますので、もしそういう風に使うのはいかんなと 思って、ちょっと疑問が残っていました。先程の説明では、個人で購 入されると。ただそこの住所に行ってみると有限会社があったのです が、それとは何も関係がないんですかね。

事務局

借人の住所については確認が取れていなかったので、会社との関係 は分かりかねます。

議長

確認が取れていないようなので、後日調査をさせて答弁させます。 これでよろしいでしょうか。

農業委員

大丈夫です。

21番

質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。				
(異議なしの声あり)				
まとめ県知事に				
以上で議案の審議は全部終了いたしました。				
これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでご				
(閉会宣言 3時10分)				
令和3年6月8日				
彦				
; 				
郎				